

# 労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

GHS対応ラベル・SDS、リスクアセスメントなどのご質問にお答えします。



- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「コントロール・バンディング」「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- 担当者が、化学の関連分野に詳しくないので困っています。



**050-5577-4862**



**soudan@technohill.co.jp**

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。テクノヒルと検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日、年末年始を除く

\*相談は無料ですが、通話料がかかります。

\*相談窓口開設期間は平成30年4月2日～平成31年3月20日までとなります。

\*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法が改正され、平成28年6月から施行されました。この改正により、一定の危険有害性のある化学物質（平成30年6月1日から対象物質が664物質（石綿が追加）に、7月1日から673物質（アスファルト他が追加）に増えます）について

1. 化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示義務の対象になります。

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。

本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

平成30年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3サンパルビル4F

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145 E-mail : soudan@technohill.co.jp

http://www.technohill.co.jp/